

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月25日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

奈良県公安委員会規則第8号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成12年8月奈良県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「刑事部」の次に「、交通部」を加える。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。